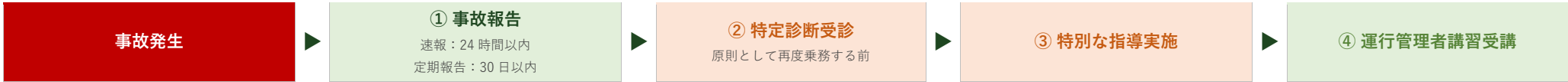


事業用自動車が事故を起こしたとき、事業者・運行管理者にはさまざまな法的義務があります

— 貨物自動車運送事業法 ほか関連法令に基づく —



【報告対象事故 一覧（第 7 号は旅客に関することなので省略）】（根拠：自動車事故報告規則 第 2 条 各号）

号	種別	事故内容	号	種別	事故内容
1	転覆・転落・火災等	転覆(35 度以上)・転落(落差 0.5m 以上)・火災・鉄道車両と衝突接触	9	健康起因	運転者の疾病により運行を継続できなくなった
2	多重衝突	10 台以上の自動車の衝突又は接触	10	救護義務違反	ひき逃げ(道交法 117 条の罪)があった
3	死者・重傷者	死者又は重傷者(自賠法施行令 5 条 2・3 号)を生じた	11	装置故障	車両法 41 条 1 項各号の装置の故障で運行不能
4	多数負傷	10 人以上の負傷者を生じた	12	車輪脱落・分離	車輪の脱落・被けん引車の分離(故障によるものに限る)
5	危険物飛散漏えい	積載の危険物・火薬・高圧ガス・毒劇物等が飛散・漏えい	13	鉄道施設損傷	鉄道施設を損傷し 3 時間以上本線の運転を休止させた
6	コンテナ落下	自動車に積載されたコンテナが落下した	14	高速道路通行止め	高速国道・自動車専用道で 3 時間以上通行を禁止させた
8	悪質運転	酒気帯び・無免許・無資格・麻薬等運転を伴う	15	大臣指示	大臣が事故防止のため特に必要と認め報告を指示した

【速報義務】 電話・FAX 等により 24 時間以内にできる限り速やかに運輸支局長へ（30 日以内の報告書とは別に必要）

① 死者 2 人以上 ② 重傷者 5 人以上 ③ 負傷者 10 人以上

④ 危険物等の飛散・漏えい（転覆・転落・火災・衝突等により生じたもの） ⑤ 酒気帯び運転を伴うもの

※ 転覆・火災等（第 1 号）の単独発生は貨物では速報不要。根拠：自動車事故報告規則 第 4 条

【適性診断（特定診断）の受診】（根拠：輸送安全規則 第 10 条第 2 項・国土交通省告示第 1366 号）

区分	特定診断Ⅰ	特定診断Ⅱ
対象運転者	① 死亡又は重傷事故を起こし、かつ当該事故前 1 年間に事故を起こしたことがない者 ② 軽傷事故を起こし、かつ当該事故前 3 年間に事故を起こしたことがある者	死亡又は重傷事故を起こし、かつ当該事故前 1 年間に 事故を起こした者
受診時期	事故後、 再度事業用自動車に乗務する前 （やむを得ない事情がある場合は乗務開始後 1 か月以内）	
運行管理者は、診断結果に基づき、運転者ごとの運転特性を踏まえた適切な指導を行わなければなりません		
△ 見落とし注意：雇入れ時の事故歴把握義務 新たに雇い入れた運転者は、 運転記録証明書等で過去 3 年間の事故歴を把握 し、事故惹起運転者に該当するか確認する。 該当すれば、 前職での事故でも特定診断・特別な指導が必要 。 根拠：国土交通省告示第 1366 号 第 2 章 5 ※重傷者：治療 30 日以上／軽傷者：治療 15 日以上 30 日未満		
△ 見落とし注意：事故の記録義務（報告対象でなくても必要） 報告対象事故に該当しない事故（物損・軽微な人身等）でも、 事業用自動車の事故はすべて記録を作成し、営業所で 3 年間保存 （作成は事故後 30 日以内）。 記録 8 項目 ：①乗務員等の氏名 ②自動車の識別表示 ③発生日時 ④発生場所 ⑤当事者(乗務員を除く)の氏名 ⑥事故の概要(損害の程度) ⑦事故の原因 ⑧再発防止対策 根拠：貨物自動車運送事業輸送安全規則 第 9 条の 2		

△ 事故惹起運転者は、再乗務の前に特定診断を受診させるのが原則です

※ やむを得ない事情がある場合に限り、乗務開始後 1 か月以内の受診も可（告示第 1366 号 第 2 章）

根拠：貨物自動車運送事業輸送安全規則 第 10 条第 2 項・国土交通省告示第 1366 号 第 2 章

【運行管理者の講習受講】（根拠：貨物自動車運送事業輸送安全規則 第 23 条・国土交通省告示第 455 号）

区分	特別講習	一般講習
受講対象	対象営業所：① 死者・重傷者を生じた事故を惹起した営業所 ② 輸送の安全確保に係る法令違反で行政処分を受けた営業所 受講者：上記営業所の 統括運行管理者＋当該事故・処分に相当の責任を有する者として運輸支局長が指定した運行管理者 （＝代表者のみ）	選任されている運行管理者（全員） ※死者・重傷者事故又は輸送安全に係る処分原因違反があった営業所は全員が 2 年連続の対象
受講時期・頻度	事故等の日から 1 年以内（やむを得ない場合 1 年 6 月）にできる限り速やかに	事故等があった営業所は発生年度＋翌年度の 2 年連続
根拠	輸送安全規則 第 23 条・告示第 455 号 第 5 条	輸送安全規則 第 23 条・告示第 455 号 第 4 条

★ 特別講習＝代表者(指定を受けた者)が受講／一般講習の 2 年連続＝営業所の運行管理者全員が対象

【特別な指導の内容（事故惹起運転者）】（根拠：国土交通省告示第 1366 号 第 2 章 2） 事業者が自社で実施する個別指導

1 運行の安全確保に関する法令等 貨物自動車運送事業法その他の法令等に基づき運転者が遵守すべき事項を再確認させる	2 事故事例の分析に基づく再発防止対策 事故事例を分析し、運転行動上の問題点を把握させ、再発防止に必要な事項を理解させる	3 生理的・心理的要因と対処方法 疲労・睡眠不足・焦り等、事故につながる生理的・心理的要因とその対処方法を指導する
4 事故防止のために留意すべき事項 事業の態様・乗務状況に応じ、運行の安全確保のために留意すべき事項を指導する	5 危険の予測及び回避 危険予知訓練の手法等を用い、危険を予測させ回避する運転方法を自ら考えるよう指導する	6 安全運転の実技（可能な限り実施） 実際に事業用自動車を運転させ、道路・交通の状況に応じた安全な運転方法を添乗等で指導する

★ 項目 1～5 について合計 6 時間以上実施（座学）。 項目 6「安全運転の実技」は座学 6 時間に含められない（努力義務）。指導記録を作成し 3 年間保存

愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関

本資料は、事業用自動車事故を起こした際の法令上の義務を周知するために作成したものです。ご不明な点は当機関までお問い合わせください。